

フランク・メロヴィング王国の租税とインムニテート

堀 内 一 徳

はじめに

A・ドプシュはその著書の中で、F・ダーンの「メロヴィング時代の財政法」を指して「残念ながら今もってあまりにも注目されることのない論著」と評している。⁽¹⁾しかしこの主題は、F・ティボーやF・ロトによって論考され、M・クロアル、L・ルヴィヤン、F・L・ガンスホッフのインムニテートの研究を吸収し、W・ゴッフアート、R・カイザー、E・マニユ・ノルティエ女史、J・デュリヤらによって改めて検討されている。⁽²⁾

H・ピレンヌによると、メロヴィングの王室財庫の現金収入源はなによりもまず商品流通に課せられた通行税であり、通行税の徴集は地租よりも容易であり、関税とともに地租も存在し続けたが、しかしその収税額は減少を辿る一

方であった。⁽³⁾またF・プリンツは、メロヴィング王国では、十分に機能しうる租税制度を欠き、王室財庫の収入は王領地と通行税・関税とで賄われたという。⁽⁴⁾いずれも地租の存在がネガティブにとらえられているが、以下において、メロヴィング時代の地租がどのように存続し、課税、徴集されていたかを六・七世紀を中心に述べてみたい。

フランク・メロヴィング王国の財政は王領のヴィラの経営と公租から成り立っている。王領地は北ガリアのかつてのローマ帝国領のほか征服、購入、没収などによって増大するが、一方、有力貴族への贈与や教会、修道院への寄進によって減少し、王権の弱体化をもたらした。なお王領地が公租から解放されていたことは、王領地贈与の証書から明かである。⁽⁵⁾メロヴィングの国王たちは、課税額の決定や減免、新税の設定等、ローマ皇帝のように租税高権を保持

し、徵税は分国ごとに行われ、税額はバグスを含むキウィタス(都市領域)ごとに評価された。徵税の責任は宮宰、宮廷伯、伯あるいはウィカリウス、エクサクトルルが負い、ローマ時代のように租税台帳 (descriptions, polypica) が作製され、納税義務者が登録された。租税は直接税としての地租、人頭税、間接税としての通行税、関税、あるいは宿泊および物資提供義務 (hostium) の公課を含み、現物と貨幣によって徵税された。クレルモンでは租税の金納化はローマ皇帝マクシムスの時代に遡るが、またリモージュ、ル・マン、アンジエなどでも六・七世紀に金納が認められる。「聖エリギウス伝」の伝えるところによると、リモージュにおいて、貨幣鑄造人 (monetarius) によって鑄造された純度の高い貨幣が租税として国庫に納められていたという。

(一)

五三五年クレルモンの教会会議に集った聖職者が、クローヴィス没後の王国の分裂にともなう混乱によって聖俗の所領が王の役人や近接の有力者の侵害的となつているのを保護するようテウデベルト一世に提言し、その提言の中

に王は従来からの租税を徵集することで満足するようになるとある。すなわち、当時、地租はすでに慣習化されていたことが明かである。また、トゥールのグレゴリウスの「フランク史」の次のような記述も地租について語っている。五七九年ヒルペリヒ一世は一アルパンの土地につき一アンフオラのブドー酒の課税を定めたが、リモージュで暴動が起り、この徵税を命じられた廷臣のマルクスが司教の介入で救助され、その後いっそう重く課税される結果となった。あるいは、五九〇年頃「上述の町(クレルモン)」においてヒルデベルト二世は、教会、修道院、および教会に所属するとみなされた他の聖職者あるいは教会の土地を耕している人びとに対して、はなはだ寛大にすべての税を免除した。」と。これにつづいて、時の経過とともに納税者の財産が分散し、徵税が困難となり、徵税人はすでに多くの損害を蒙っているとある。この場合、免除されたのは延滞税額であったと考えられる。

次にとりあげる「フランク史」の二つの記述は、ダーン、ロトによって人頭税として理解される論拠である。ひとつは、五四八年アウストラシアの王テウデベルト一世の死後、ガロ・ローマ人のパルテニウスが王の在世中にフラン

ク人に課税した怒りをおつてトリアーの教会で殺害された事件で、もうひとつは、ネウストリアで王妃フレデゴンドの側近のアウトドがヒルペリヒ一世時代に自由人であった多くのフランク人に課税をおしつけたため略奪された事件である。⁽¹⁸⁾この二つのフランク人に対する課税事件について、H・グラーン・ホーエク女史は屈辱的な人頭税の課税に対するフランク人(Franci)の反抗であり、従来課税を免かれていたフランクの自由人に対する課税がこの事件の基底になっていると解している。⁽¹⁹⁾これに対してゴツファートは、フランク人に対するこの課税を人頭税としてフランク人侮辱事件とする解釈を退けて、この事件はおそらくフランク人が地租を負担すべき土地を取得し、これに対してパルテナウスやアウトドは、土地を取得したのちに地租を支払うという法の適用を迫ったにすぎないと解している。⁽¹⁸⁾それでは、フランク人は地租を免除されたのか、課せられたのか。この問題については、従来から意見が分かれている。たとえば、モンテスキューのコロヌスや奴隷のような隷属民以外のフランク人は貢納をまったく支払わなかったというような免税説があり、⁽¹⁶⁾また最近におけるH・ダンネンバウアーのフランク人の租税免除と身分的自由とを連結する

説がある。⁽¹⁷⁾これに対して、G・ヴァイツやダーンは明確な見解を示していないが、フランク人の地租負担を容認し、H・ブルンナーはローマ時代の地租が存続したガリア南部ではフランク人も地租を支払ったという説をとっている。⁽¹⁸⁾またF・クラインジュは、かならずしもフランク人すべてが租税負担から免れとは認めていないが、フランク人がローマ人から土地を買入れたのちに租税台帳は失われたと理解している。⁽¹⁹⁾たしかに、フランク人の自有地がどのような条件のもとにメロヴィング王から贈与されたのか、またはローマ人から取得されたのが問題である。しかし、すでに述べたように、六世紀のはじめに地租は慣習化されていたのであり、フランク人であれガロ・ローマ人であれ、地租の負担者であることに変わらない。

それでは、地租を負担したガロ・ローマ人はどのような階層の人びとであったのか。まずそれは「サリカ法典」に記されているローマ人土地所有者(Romanus possessor)である。⁽²⁰⁾ダンネンバウアーによると、ローマ人の土地所有者は都市の土地所有者であり、かれらは租税を納めるゆえにフランク人のように完全な自由人ではないという。そして「サリカ法典」に現われないセナトル(Senator)は多

くの地域にわたる土地の所有者で、かれらの一部は免税を認められていたとし、ローマ人の土地所有者と區別しているが、⁽²⁴⁾ いずれにしても、セナトールもローマ人の土地所有者も地租を負担したことに変わりはない。

ところで、さきにあげたフランク人の課税に対する反抗事件の中に人頭税の証しを見出すのはむづかしいが、なおロトが人頭税として認めるのは、次のような事実にもとづいている。それは、フレデゴンドの時代マルクスは貧者の涙や未亡人の嘆きや孤児の溜め息によって王室財庫を満したり、⁽²⁵⁾ テウデベルト二世はポアティエの司教の徴税簿改訂の要請に応えて宮宰、宮廷伯を派遣し、調査ののち貧民や病人の租税を免除し、納税能力のある者に課税した。⁽²³⁾ あるいは、家父は子供のために税を支払わねばならないので、子供を育てるより殺すことを望んだ、⁽²⁴⁾ などという記述である。ロトは、完全な自由人ではなく、農村の隷属民に近い者あるいは一定の職をもたぬ都市の住民などに課せられた税を人頭税と想定している。⁽²⁵⁾ マルクルフの書式集には、税を負担する自由人を二つのグループに分けているが、⁽²⁶⁾ このような人頭税がどの範囲にわたって徴集されたのか、疑問が残される。

(二)

メロヴィング時代のインムニテートの特許状に含まれる要目は、王の役人がインムニテートを受領した教会ないしは修道院の所領内に裁判収入や宿泊および物資の提供を要求するために立入るのを禁じ、教会を租税その他の公課から解放し、インムニテートを受領した教会に租税収入を譲渡するなどである。とりわけ租税および公課の免除は、インムニテートの最も古い要素であり、役人の立入り禁止とともに本質的部分を構成している。⁽²⁷⁾ 初期のインムニテートはまず租税の免除であり、その結果としての立入り禁止であり、その逆ではない。⁽²⁸⁾

すでに六世紀はじめに王テウデリヒ一世によってクレルモンの教会から国庫に納められていた、すべての租税が免除されたことがあり、⁽²⁹⁾ さきに述べたようにヒルデベルト二世によって同教会の延滞税が免除されている。メロヴィング王国における租税免除を法的に規定したものに、オルレアンの教会会議(五一一年)の議定書の第五条、⁽³⁰⁾ クロタール二世の勅令(六一四年)第十四条および「リプアリア法典」の六十五章⁽³¹⁾ などがある。六一四年の勅令(第十四条)は、す

でに教会や有力者 (potentes) に認められたインムニテートを保障することを示している。またタロタールの告示 (praeceptio) の第十一条には、祖父クロタール一世ないしは父ヒルペリヒ一世の時代にインムニテートを下附された者から租税の支払、あるいは他の公課を要求することを禁じ、新たな開墾地に対する課税 (agrarium)、牧養税 (pas-cuarium)、十分の一の養豚税を教会に譲渡し、王の役人ないしは徴税人が教会の財産に近寄らぬよう、教会および聖職者から徴税しないよう定めている。⁽³³⁾ゴッフアートによると、この告示の条文は、それまでの初期のインムニテートを確定したもので、またそれまでに教会が負担していた租税義務を解放し、インムニテートの特権を拡大したものであるという。⁽³⁴⁾しかし、さきに引用したテウデベルトがクルモンの教会に延滞税を免除したグルゴリウスの記述の末尾には、次のように記されている。「国家へ収めるもの故に徴税人 (iudex) が損害を受けないように、また教会の差配 (cultur) は納税の延滞によって罷免されないようにした。⁽³⁵⁾」この記述は、マニユ・ノルティエ女史によると、次のように解釈される。すなわち、国庫に収納される地租の減少のため、徴税人が大きな損害を受けたり、また教会の

差配 (クルトール) が徴税の遅滞によって罷免されぬようにテウデベルトが延滞税を免除したと解釈し、このタイプ
のインムニテートは五九〇年頃に教会領において発展していたと説いている。そして、そのような徴税法は公の租税を免除され、役人の立入りが禁じられた王領地のモデルに従っているという。こうした解釈から、タロタール二世の告示は徴税を廃止したのではなく、国庫負担の少ない方法で、すなわち王の徴税人に代えて地租を負担する教会がその徴税を教会の差配に委ねるように促したものであるという。⁽³⁶⁾

このように王の役人が今後徴税のためにインムニテート受領者の所領内へ立入りを禁じ、司教あるいは修道院長がその差配を通して公租を徴集する例にアンジエのサン・セルジュ修道院とル・マンの教会がある。サン・セルジュ修道院の場合、祖父クローヴィス二世、父テウデリヒ三世が同修道院に下附したインムニテートを更新したヒルデベルト三世の特許状(七〇五年)において、同修道院のヴィラの租税を司教あるいはその代理人によって国庫に納付されていたのを修道院長あるいはその代理人によって納付されるように改めている。⁽³⁷⁾またル・マンの司教に下附されたインムニテートはかなり特異な事情を含んでいる。まずヒルデリヒ

二世が二つの証書(六六九年と六七三年ないしは七四年)によって、ル・マンの司教に対して同司教に属するポワトゥーのアルダン(Ardin)の小所領(curtis)のインムニテートを認めている。この不入権によって、アルダンの租税はルマンの司教に譲渡され、役人の立入りは排除されたが、七一年のダゴベルト三世の特許状によると、司教あるいはその差配等は従来アルダンの所領より国庫に支払われた *ferenda* 二〇〇ソリドゥスおよび *aurum pagense* 二〇〇ソリドゥスを徴集すべしとある。⁽³⁹⁾ また七二年七月の日付をもつ債務書(*gaucio*)によると、アルダンの徴税を請負ったのは八人の教会の差配(*juniores*)であり、かれらが徴集した税額四〇〇ソリドゥスは毎年七月に司教の代理人(*agens*)によって査収されている。⁽⁴⁰⁾ なお、この四〇〇ソリドゥスはアルダンから徴集された総額であったのか、あるいは司教の国庫への債務でもあったのか、判断しがたいが、しかし地租が八世紀はじめまで徴集されていたことは明かである。

(三)

六世紀以後、司教のキウィタス支配は強化し、それは七

世紀に進展した。そのことは、次のような事情が示している。ダゴベルト一世はトゥールの教会に租税全額の譲渡を認め、司教が伯の任用に権限をもった。⁽⁴¹⁾ ガスコニーのエールの司教についても同様な事態が生じており、ルマンでは六六〇年頃司教はドゥクス(*dux*)の任命権を得ている。⁽⁴²⁾ カイザーはトゥールのケースはかならずしも特殊ではないとしている。⁽⁴³⁾ プリンツによると、司教の都市支配はメロヴィング王権のグルントヘル・フランク的基礎に対するもうひとつの基礎すなわちローマ的・都市的基礎と財政的資力を王から奪い取ったとみているが、⁽⁴⁴⁾ しかし、カオールの司教デシデリウス(*Desiderius*)のキウィタスの運営・管理の実態を明かにしたデュリヤの論考をみる限り、プリンツのいう司教の都市支配とはまた異った局面が提示されている。

デシデリウスが指導したような市壁の建設、都市への洪水施設の改修事業、あるいは役人に対する宿泊の提供、公衆衛生の管理などの公共の支出には財源を必要とする。このような公共目的のために費やされた財源は、デュリヤによると、徴税を委任された公租の一部であり、司教の徴税権と都市経営との関係は次のように説明される。すなわち

カオールの司教は、地方の国庫 (dominium) を管理し、教会領ないしは王領地およびその他の農民が国庫に納付する税を徴集する。したがって公租は司教に略取されたのではなく、その公的性格を失うことなく、私人に委託された。そして、司教は課税額について王の役人と調整し、徴税額と国庫に留保される税額の差額すなわちキュイタスの公共の財源の増加を求めようとした。しばしば司教が王の財政的要求に対してレジスタンスの主人公となったのも、そうした理由からであった⁽⁴⁶⁾。

以上で六・七世紀の地租の存在型態とその徴税法について述べてきたが、通行税、関税がメロヴィングの財政に占めた比重を過少評価するつもりはないし、また王領地の經營がどのように整備されて生産力を高めたかも検討しなければならぬ。あるいは、王室財庫の収入源として裁判収入をも考慮に入れなければならない。ここでとりあげたサン・セルジュ修道院長ヤル・マンの司教に下附されたインムニテートの特許状は、たしかに特殊な内容を含んでいるが、本稿では地租の存続型態とその徴税法とをただポジティブにとらえてみたにすぎない。

[注]

(1) アルフォンス・ドブシユ著、野崎直治・石川操・中村宏訳「ヨーロッパ文化発展の経済的社会的基礎」一九八〇年。

Dahn, F., *Zum merovingischen Finanzrecht* (Germanistische Abhandlungen zum 70 Geburtstag Konrad von Maurers, 1893, S. 337-73)

(2) Thibault, F., *L'impôt direct et la propriété foncière dans les royaumes francs* (La Nouvelle revue historique de droit, 1907, pp. 49-71, 204-36), Lot, F., *L'impôt foncier et la capitation personnelle sous le Bas-Empire et à l'époque franque* (Bibliothèque de l'École des Hautes Études, 253, 1928, pp. 83-107), Kroell, M., *L'immunité franque*, 1910, Levlain, L., *Note sur l'immunité mérovingienne* (Nouvelle revue historique de droit français et étranger, 4 sér., VI, 1927, pp. 38-67), Ganshof, F.-L., *Immunité dans la monarchie franque* (Société Jean Bodin pour l'histoire comparative des institutions, I, 1958, pp. 171-91), Goffart, W., *Old and new in Merovingian Taxation* (Past and Present, 96, 1982, p. 3-21), および From Roman taxation to medieval seigneurie (Speculum, 47, 1972, pp. 165-87, 373-94) Kaiser, R., *Steuer und Zoll in der Merovingenzeit* (Franca, VII, 1979, S. 1-17), Magnou-Nortier, E., *Étude sur le privilège d'immunité du IV^e au IX^e siècle* (Revue Mabillon, LX, 1984, pp. 465-84), Duliat, J., *Les attributions civiles des évêques mérovingiens: l'exemple de Didier,*

évêque de Cahors, 630-55 (Annales du Midi, XCI, 1979, pp. 237-54)

(3) マンリ・ユレンヌ著『善田四部語彙』中村英・佐々木克己訳「ヨーロッパ世界の諸王」一九六〇年、二七四ページ。

(4) Prinz, F., Die bischofliche Stadtherrschaft im Frankenreich vom 5. bis zum 7. Jahrhundert (Historische Zeitschrift, 217, 1973, S. 20, 注55)

(5) Brunner, H., Deutsche Rechtsgeschichte, II, 1928, S. 386. M. G. H. Diplomata Merovingorum, 21. Hec omnia ad usus eorum servorum Dei cum emuniata nostra visis fuis condonasse. M. G. H. D. Merov. 71. Ipsa silva ad integrum, sicut fuscus noster fuit, aut foresteriae nostri defensarunt, iam dicta Leudesinda vel pars ipsius monastiriae suae Argentioali aut congregacio ibidem consistentium omne tempore et nostra indulgencia sub aemunitatis nomine vidiat habire concessum....

(6) たゞえば次のようなことがそれを示している。フルターニユ伯マクリアウの子ウアロックがヒルペリヒ王に対して、王の命によってフアンヌ市を支配することができたらば貢納やその他その町が王に収めるべきものや、毎年督臣をうけなくては支払うという条件の下にフアンヌ市を王に返した。兼岩正夫・台幸夫訳註「トゥールのグレゴリウス・歴史(フランク史)」一九七五年、I、五卷二六、四三二ページ。

(7) Kaiser, R., op. cit., S. 8. 小麦とブドウ酒で公租を支払っ

つたカレンマンが、民衆や国庫を属々の困難に陥つたのびを代探したむじやなふなかつた。Gregori Episcopi Turonensis Liber vita patrum, II, 1 (M. G. H. Scriptores rerum Merovingicarum. 1/2, S. 219)

(8) Vita Eligii, I, 15 (M. G. H. Scrip. rer. Mer. IV, S. 681) Erat enim tempus, quo census publicus ex eodem pago regis thesauro exigebatur inferendus. Sed cum omni censo in unum collecto regi pararetur ferendum hac vellat domesticus simul et monetarius adhuc aurum ipsum fornacis coctionem purgare, ut iuxta ritum purissimus ac rutilus aulae regis praesentaretur metallus,—nesciebat enim praedium esse Eligio concessum—toto nisu atque conatu per triduum vel quadrudum laboris insistentes, nulla poterant.

(9) Concilium Arvernense A. 535 (M. G. H. Legum sectio III, Concilia, I, S. 71) ut securus quicumque proprietatem suam possidens debita tributa dissolvat domino, in cuius sortem possessio sua pervenit. Quod et thesauris vestris omnino utilius esse censimus, si per pietatem vestram salvata possessio constitudinarum intulerit functionem; et nos peculiariter vestra clementia consolatur, si obventu huiusmodi petitionis nos quoque celestiduo vestra fecerit gratulari.

(10) 兼岩正夫・台幸夫訳註「トゥールのグレゴリウス・歴史」I、五卷二七、四三三ページ。

- (11) 同書Ⅱ、十卷七、四二〇ページ。
- (12) Dahn, F., op. cit. S.361, Lot, F., op. cit., p. 91.
- (13) 兼岩正夫・台 幸夫訳註「エターナルのグレンコリウス・歴史」Ⅰ、三卷・三六、二四三ページ。およびⅡ、七卷・一五、一三〇ページ。
- (14) Grahn-Hoek, H., Die frankische Oberschicht im 6. Jahrhundert, 1976, S.109-10, ヌベツ社548.
- (15) Goffart, W., Old and new, p.14.
- (16) キンチヌキヤー・藍田史之・穂本洋之助ほか訳「法の精神」(下巻)一九八八年、二一〇—二一〇ページ。
- (17) Dannenbauer, H., Die Rechtsstellung der Gallorömer im frankische Reich (Grundlagen der mittelalterlichen Welt, 1958, S.108)
- (18) Waitz, G., Deutsche Verfassungsgeschichte II, 2, 1882, S.260-284, Dahn, F., op. cit., S.356-59. Brunner, H., op. cit., S.316.
- (19) Fustel de Coulange, La Monarchie franque, 1888, p.385.
- (20) 久保正輔訳「サリカ法典」一九七〇年、第四十一章・六一—一八ページ。なお Romanus tributarius はロロヌスのための隷屬農田。
- (21) Dannenbauer, H., op. cit., S.108-18.
- (22) 兼岩正夫・台 幸夫訳註「エターナルのグレンコリウス・歴史」Ⅰ、五卷・三四、四四三ページ。
- (23) 同書Ⅱ、九卷・三十一、三五三ページ。ここで問題となるのは、R・ラマウーシントナヌの「地租とグレンコリウス」
- Latouche, R., Gregoire de Tours, Histoire des Francs, 1965, II, IX-30, p.222.
- (24) Via Bathildis, C.6 (M. G. H. Scrip. rer. Mer. II, S. 488) Ordinavit etenim, immo per eam Dominus, ut et alia pessima et impia cessaret consuetudo pro qua plures homines sobolem suam interire potius quam nutrire studebant, dum diffidebant (dividebat) actiones publicas quae eis ex consuetudine ingeriebantur accipere, ut illis ex hoc gravissima rerum suarum inferrent dampna. Prohibit hoc ipsa domina, pro mercede sua, ut hoc nullus facere presumeret. Ex quo facto copiosa eam valde merces expectat.
- (25) Lot, F., op. cit., pp.87-93.
- (26) Malculf, Formulae, I, 19, (M. G. H. Legum Sectio V, S. 55) ut, se memoratus ille de caput suum bene ingenuus esse videtur et in poleptico publico censitus non est.
- (27) Ganshof F.-L., op. cit., pp.179-81.
- (28) Kaiser, R., op. cit., S. 9.
- (29) 兼岩正夫・台 夫訳註「エターナルのグレンコリウス・歴史」Ⅰ、三卷二十五、二三三ページ。
- (30) 王の教会の自由財産を配屬したインテリキナーとカトリックの王の簡便を示すもの。M. G. H. Concilia, I, C. 5, S. 4. De oblationibus vel agris, quos dominus noster rex ecclesis suo munere conferre dignatus est vel adhuc non habentibus Deo sibi inspirante contulerit, ipsorum agrorum

vel clericorum immunitate concessa,

(15) M.G.H. Legum sectio II, 9, 14, S. 22.

(16) 久保正幡訳「リニアリア法典」一九七七年、六五章三、一七六ページ。誰かが国王の派遣使あるは国王の側近におもむく者、あるは国王の御用にて旅行する者を客人としてて禮泊せしめることをゆるむ場合は、国王免許状 (emunita) に反対の趣旨なを限り六十リンドマヌ責あるもの、と判決せらるるべし。

(17) M. G. H. Legum sectio, II, 8, 11, S. 19. Agraria, pascu-
aria vel decimas porcorum aecclesiae pro fidei nostrae
devotione concedemus, ita ut actor aut decimator in rebus
ecclesiae nullus accedat. Ecclesiae vel clerici nullam
requirant agentes publici functionem, qui avi vel generitoris
nostri immunitatem meruerunt. 又、 agrarium 及、 pas-
cuarium 等、は、王領地の諸領に由来するものなり。
Metz, W., Die hofrechtlichen Bestimmungen der Lex
Baiuvarium I, 13 und diefrankische Reichsgutverwaltung
(Deutsches Archiv für Geschichte des Mittelalters, 12,
1956, S. 193-94)

(18) Goffart, W., op. cit., p. 18.

(19) 兼岩正夫・合幸夫訳註「トゥールのグレゴリウス・歴史」
II、十卷七、四二七ページ。この書の訳文では、 cultor を耕
作者と訳し、教会の耕作者は納税がなされては、その土地な
らば、たゞの農民として、たゞの農民、たゞ Latouche, R., op.
cit, X-7, p. 267 は、耕作者として知られては、Niermeyer,

J. F., Mediae Latinitatis Lexicon Minus, 1976, は、
管理人。

(20) Mgnou-Nortier, E., op. cit., pp. 471-75.

(21) M. G. H. D. Merov. 74. sed quodcumque pars fisci
nostri exinde percipere aut exactare poterat, nullus
vestrum hoc penitus requirere praesumat, nisi tantum
annis singulis ipsi solidi duodecim per ipsam abbatem
aut per missum suum nostris aerarius inferri debeant, ut
dictum est, nostris et futuris Domino auxiliante tempor-
ibus.

(22) 八二九年の詔書、 M. G. H. D. Merov. Spuria, 67.
Chilidricus rex Francorum, vir illuster, apostolico patri
Didone, Pictavensi episcopo. Cognoscat sanctitas vestra,
quia nos tributo illo quicquid de curte cognominante
Arduno, sitam in pago Pictavense, in luminaribus
ad basilicam sancti Gervasii cedo, inspecto, absque
impedimento, pro mercedis nostris augmentum, omnia
quod ad fscum nostrum exigitur, visi fuimus con-
cessisse. Propterea per praesentem praeceptionem pro
amore sanctitatis iussimus emunite, ut superius conscripto
tributo, quod ad fscum nostrum de Arduno sperabatur,
nullus nostri iudex exactare faciat ad fscum nostrum, sed
ad iam dictam basilicam sancti Gervasii, ut prius con-
cessimus, pro mercedis nostri augmento habeat concessum
atque indulgum. Et ut haec auctoritas plenioram obtineat

vigorem, 大正三十二年の詔勅に D. Merov. Spuria, 69.

(83) M. D. H. D. Merov. Spuria, 84. sed ipse pontifex ant
agens sui 出. ce inferandalis, et 出. solidos alios du-
centos auro pagans. quod ad fiscum nostrum de ipsa villa
vel de ipsis curtis suis vel aeclesiis suis et monasteriis
suis reddebantur, et in sacello publico fuit consuetudo
reddendi, ipse pontifex aut successores sui per missos
suos hoc debeant reddere, et quae trans- solvere... 大正
三十二年四月二十日詔勅に D. Merov. Spuria, 87.

(9) Lot, F., Ardin en Poitou, Recueil des travaux histori-
que de F. Lot, II, 1970, p. 200, Goffart, W., Merovingian
Politychs, (Francia, 10, 1981, pp. 67-70) Magnou-
Nortier, E., Les Pagenes, notables et fermiers du fisc
durant le haut moyen âge, (Revue belge de philologie
et d'histoire, LXV, 1986, pp. 241-243) inferenda 出. 家細
出. 家細の頭数に班所たる實額額に 出. 文所なる
出. 租租に 出. aurum pagense 出. pagenses 出. 徴集たる
租税に 出. 出. 出. ノルテ・エ・ヌ・マルタン
の地租は現物・貨幣・夫役からなり、その徴集は iuniores 出
pagenses 出. 徴集たる pagenses 出. 徴集たる租
税に iuniores の手な司教の代理人に納むられたる
に。

(14) Vita Eligii, I, C. 32 (M. G. H. Scrip. rer. Mer. IV, S. 688)

Adeo autem omnem sibi ius fiscalis censurae ecclesia vin-
dicat, ut usque hodie in eadem urbe per pontificali literas
comis constituatur. Prinz, H., op. cit., 7.

(9) Vita Filiberti, C. 1 (M. G. H. Scrip. rer. Mer. V, S. 584)
Sanctus igitur Filibertus... urbe vico Iulii est nutritus, ea
de causa maxime, quod gentiorem ipsius Filibaudem,
obtentu regio munere, laicale administratione cessante,
cives loci illius expetissent pontificem. Prinz, H., ibid.,
Lot, F., La nomination du comte à l'époque mérovingi-
enne, (Recueil des travaux, II, pp. 272-77)

(9) Kaiser, R., op. cit., S. 12.

(14) Prinz, H., op. cit., S. 2.

(14) Darliat, J., op. cit., pp. 246-53.